○内閣府告示第四十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第五条に規定する措置に基づき、平成十八年内閣府告示第二百四十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十二年三月二十三日付けで取り消したので、次のとおり公示する。

平成二十二年四月二十日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北九州市

二　構造改革特別区域の名称　北九州市国際物流特区

三　構造改革特別区域の範囲　北九州市の全域